

平成30年4月から介護保険の制度が改正されました

介護保険課 ☎(582)1127 ☎(581)0203

介護保険制度は、高齢者の介護などを社会全体で支え合う制度で、介護が必要になったときに1割から2割の利用者負担(平成30年8月より1割から3割の利用者負担)でサービスを利用できる公的保険です。
今回は、介護保険制度の改正内容についてお知らせします。

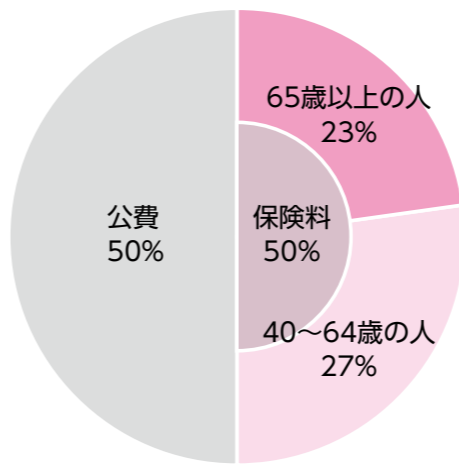
平成30年4月から介護報酬が改定

介護報酬が改定されたことに伴い、サービスを利用したときの利用者負担が変わりました。

平成30年4月から介護保険料が変更

平成30～32年度の介護保険料が変わりました。
介護保険の財源(公費、利用者負担以外(図1)の負担割合が65歳以上の人は23%、40～64歳の人は27%に変わりました。
※介護保険料は次頁をご覧ください。

(図1) 介護保険の財源
利用者負担分除く



※平成30年度から3年間の割合です

平成30年4月から要介護認定の有効期間の上限が変更

更新認定の有効期間の上限が従来の24カ月から36カ月に変更になりました。

※実際の有効期間は個々に認定審査会で決定します。

平成30年8月から介護保険サービスの利用者負担割合が変更

現在、介護保険サービスの利用者負担は1割または2割ですが、介護保険の維持継続と負担の公平性の面から利用者負担が見直され、所得の高い人の負担割合が3割に変更されます。
要介護認定を受けている人には7月下旬ごろに新しい負担割合証を送付します。

平成30年8月から70歳以上の人の高額医療・高額介護合算制度の限度額が変更

高額医療・高額介護合算制度の所得区分が70歳以上で「現役並み所得者」の人は、新たに3つの区分に分けられ限度額が変わります(図2)。

高額医療・高額介護合算制度とは、年間の介護保険サービスと医療費の利用者負担(それぞれサービスの

変更前

区分	限度額
現役並み所得者(課税所得145万円以上の人)	67万円
一般(市民税課税世帯の人)	56万円
低所得者Ⅱ ※1	31万円
低所得者Ⅰ ※2	19万円

変更後

区分	限度額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上	141万円
課税所得145万円以上	67万円

(図2)

区分	限度額
現役並み所得者(課税所得145万円以上の人)	67万円
一般(市民税課税世帯の人)	56万円
低所得者Ⅱ ※1	31万円
低所得者Ⅰ ※2	19万円

※1 市民税非課税世帯の人
※2 市民税非課税世帯で世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる人(年金収入のみの場合80万円以下の人)
低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

限度額適用後の利用者負担が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される制度です。

平成30年10月から福祉用具貸与についての適正価格が公表

要介護認定を受けた人は、月々の利用限度額の範囲内であれば、貸与価格の1～3割の利用者負担で福祉用具を借りることができます。

貸与価格は、事業者が自由に設定していましたが、平成30年10月からは商品ごとに上限額が設定されます。福祉用具貸与の事業者には、商品の「全国平均貸与価格」と「その事業者の貸与価格」の両方を掲示することが義務付けられます。

介護保険料の改定

- 本市では、第7期(平成30～32年度)の給付に必要な費用を推計し、第1号被保険者(65歳以上の被保険者)の保険料を設定しました。保険料基準額(月額)を5,900円に改正しました。
- 第1号被保険者(65歳以上の被保険者)の皆さまの保険料額は、6月に個々に通知します。

第6期(平成27～29年度)

【所得段階(11段階)：基準額5,500円】

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯非課税世帯非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.45	29,700円
第2段階	世帯非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.75	49,500円
第3段階	世帯非課税で合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額×0.75	49,500円
第4段階	課税世帯の本人非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	59,400円
第5段階	課税世帯の本人非課税で第4段階以外の人	基準額	66,000円
第6段階	本人課税で合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.2	79,200円
第7段階	本人課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.3	85,800円
第8段階	本人課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.5	99,000円
第9段階	本人課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	112,000円
第10段階	本人課税で合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	基準額×1.8	118,800円
第11段階	本人課税で合計所得金額が700万円以上の人	基準額×1.9	125,400円

(改定)

第7期(平成30～32年度)

【所得段階(11段階)：基準額5,900円】

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯非課税世帯非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.45	31,860円
第2段階	世帯非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.75	53,100円
第3段階	世帯非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	基準額×0.75	53,100円
第4段階	課税世帯の本人非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.9	63,720円
第5段階	課税世帯の本人非課税で第4段階以外の人	基準額	70,800円
第6段階	本人課税で合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.2	84,960円
第7段階	本人課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.3	92,040円
第8段階	本人課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.5	106,200円
第9段階	本人課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	120,360円
第10段階	本人課税で合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	基準額×1.8	127,440円
第11段階	本人課税で合計所得金額が700万円以上の人	基準額×1.9	134,520円

※その他の合計所得金額は、合計所得金額から課税年金収入額に係る雑所得を差し引いたものです。